

役員報酬等に関する規程

社会福祉法人 明志会

社会福祉法人明志会役員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人明志会（以下「法人」という。）の役員の報酬及び費用弁償等について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程で役員とは、法人の理事及び監事をいう。

(役員の報酬)

第3条 役員が理事会に出席したときは、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 役員が理事会出席以外で法人及び施設の運営のために、理事長の命を受けてその業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。
- 3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(監事の報酬)

第4条 監事が法人及び事業の運営状況を指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

- 2 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。

(改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の議決を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	実費弁償費
理事会出席報酬	3, 0 0 0 円

別表 2 (第 3 条及び第 4 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
役員業務報酬	3, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円
監事監査指導報酬	2, 0 0 0 円	3, 0 0 0 円

別表 3 (第 5 条関係)

名 称	報 酬	旅 費
旅費	5, 0 0 0 円	実 費

